

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認愛知地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	17 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	10 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	27 件
国民年金関係	8 件
厚生年金関係	19 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和51年1月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年1月から53年3月まで
昭和47年に長男が生まれたころ、国民健康保険と同時に国民年金に加入した。
当時、国民年金保険料は、私が3か月ごとに、妻の分と一緒に集金人に払っていた。納付したことを確認できる資料等は、引っ越しの時か平成13年に家が火災で全焼した時に紛失したが、申立期間の保険料を納付したことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金被保険者資格取得手続を行った際、国民年金手帳を受け取った覚えは無いとしており、申立期間の国民年金保険料の納付方法については、当初、3か月ごとに集金人に現金で納付していたが、途中から銀行での納付に変わったとしている。

しかしながら、A市B区における申立期間当時の保険料の納付方法は、昭和50年3月までは国民年金手帳を使用しての印紙検認方式であり、同年4月から集金人への現金での納付（54年3月まで実施され、同年4月以降は金融機関での納付。）に変わっていることから、保険料の納付に国民年金手帳を必要とした50年3月以前に申立人が保険料を納付したとは考え難い。

一方、申立人は、上記の事情から申立人が保険料の納付を行っていた可能性がある昭和50年4月以降の期間のうち、51年分の確定申告書（控）を所持しており、同申告書の社会保険料控除欄に記載された国民年金保険料額は同年1月から同年12月までの国民年金保険料の合計額と一致していることから、この期間の保険料については納付したとみられるが、これ以外の期間については、保険料の納付があったことをうかがわせるまでの事情は確認できない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和51年1月から同年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和51年1月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年1月から53年3月まで
昭和47年に長男が生まれたころ、国民健康保険と同時に国民年金に加入した。
当時、国民年金保険料は、夫が3か月ごとに、私の分と一緒に集金人に払っていた。納付したことを確認できる資料等は、引っ越しの時から平成13年に家が火災で全焼した時に紛失したが、申立期間の保険料を納付したことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金被保険者資格取得手続きを行った際、国民年金手帳を受け取った覚えは無いとしており、申立期間の国民年金保険料の納付方法については、当初、3か月ごとに集金人に現金で納付していたが、途中から銀行での納付に変わったとしている。

しかしながら、A市B区における申立期間当時の保険料の納付方法は、昭和50年3月までは国民年金手帳を使用しての印紙検認方式であり、同年4月から集金人への現金での納付（54年3月まで実施され、同年4月以降は金融機関での納付。）に変わっていることから、保険料の納付に国民年金手帳を必要とした50年3月以前に申立人が保険料を納付したとは考え難い。

一方、申立人は、上記の事情から申立人が保険料の納付を行っていた可能性がある昭和50年4月以降の期間のうち、51年分の確定申告書（控）を所持しており、同申告書の社会保険料控除欄に記載された国民年金保険料額は同年1月から同年12月までの国民年金保険料の合計額と一致していることから、この期間の保険料については納付されたとみられるが、これ以外の期間については、保険料の納付があったことをうかがわせるまでの事情は確認できない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和51年1月から同年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年1月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月から50年3月まで

私は結婚後、国民年金に加入していなかったが、時期は不明だがテレビやラジオから「今ならさかのぼってすべて納付できる。」との情報を得て、区役所において、夫が私の国民年金加入手続を行うとともに、申立期間の国民年金保険料をさかのぼってまとめて納付してくれた。

既に処分してしまったが、薄い紙の領収書も所持していた。

申立期間の保険料が未納とされているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁が保管する年金記録によれば、申立人の国民年金被保険者資格取得手続は、昭和51年2月初めごろ行われたものと推定でき、申立人は同時点で現年度であった昭和50年度以降、国民年金加入期間において国民年金保険料の未納は無い。

また、申立人の国民年金被保険者資格取得手続及び申立期間の保険料の納付を行ったとする申立人の夫（昭和54年11月死亡）は、国民年金制度施行当初から国民年金に加入し、死亡する前年度（昭和53年度）まで保険料を未納無く納付しているほか、申立人の婚姻以降、申立人と同居していた申立人の義父母も申立人の夫と同時に国民年金に加入し、60歳到達まで保険料の未納は無く、保険料の納付に対する意識が高い家庭であったことがうかがわれる。

さらに、申立人の国民年金被保険者資格取得手続が行われたとみられる昭和51年2月時点では、49年1月から50年3月までの過年度保険料については時効前であったため納付することが可能であった上、申立人の主張から、さかのぼって保険料を納付することができることを知ったことが、申立人が国民年金

被保険者資格取得手続を行う動機付けになっていたことがうかがわれる。

加えて、当時、区役所では申請があれば過年度保険料の納付書を発行していたことから、申立人の夫は、申立期間のうち申立人の国民年金被保険者資格取得手続を行った時点において過年度納付が可能であった昭和49年1月から50年3月までの保険料については納付していたとしても不自然ではない。

しかしながら、上記のとおり、申立人の国民年金被保険者資格取得手続が行われたのは昭和51年2月初めごろとみられることから、直近に実施されていた第2回特例納付（49年1月から50年12月まで実施）は50年12月をもって既に終了しており、同手続の時点では、申立期間の大半（48年12月以前）については時効のため保険料を納付することはできなかった。

このほか、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、申立期間のうち昭和42年4月から48年12月までの保険料については納付があったことをうかがわせる事情や関連資料（確定申告書、家計簿、日記等）は無い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和49年1月から50年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年7月から同年9月まで

私は、申立期間の保険料は昭和54年7月から同年12月までの保険料として一括で夫の保険料の納付と同時期に納付したはずである。申立期間について、夫が納付済みとなっているにもかかわらず、私の分のみが未納とされているのは間違いではないかと思うので、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和55年5月ごろに払い出されており、申立人は、このころに初めて国民年金被保険者資格取得手続を行ったものとみられるが、申立人が所持する年金手帳を見ると、この手続の際、A市B区役所では、申立人が同手続を行うまでの間の申立人及び申立人の夫の厚生年金保険の被保険者期間等を考慮した上で、申立人が国民年金に未加入であった複数の期間に係る被保険者資格記録をさかのぼって記載したことが認められる。

しかし、この資格記録の記載において、B区役所では、本来、厚生年金保険被保険者期間とすべき昭和51年12月から54年6月までの期間を国民年金被保険者期間として、また、国民年金被保険者期間とすべき同年7月から同年9月までの期間を未加入期間として、それぞれ誤って処理を行っており、間もなく正確な国民年金被保険者期間（同年7月から同年9月まで）に訂正されたことは確認できるものの、申立期間の国民年金被保険者資格に係る記録については必ずしも適切に管理されていなかったことがうかがわれる。

一方、社会保険庁が保管する申立人の国民年金被保険者台帳によると、申立人は、上記昭和55年5月の国民年金手帳記号番号が払い出された時点において時効前であった54年7月から同年12月までの過年度保険料を55年6月に

納付しているが、この納付された保険料のうち申立期間の保険料が 54 年 4 月から同年 6 月までの保険料に充当処理されたことがうかがわれる。

上記被保険者台帳によれば、この充当処理が行われたのは、B 区役所が申立人の被保険者期間について、前述のとおり申立期間を誤って未加入期間とし、申立期間直前の昭和 54 年 6 月までを国民年金被保険者期間とした形でのみ社会保険庁に進達を行い、訂正後の正確な被保険者期間については進達を行わなかったため、同区役所と社会保険庁との間で申立人の被保険者期間に係る記録に齟齬が生じ、社会保険庁では平成 7 年 6 月の記録訂正まで申立期間が未加入のままとされてしまっていたことが原因と考えられる（被保険者記録の整備に伴って、充当された保険料は、本来、厚生年金保険被保険者期間となったため、8 年に還付されている。）。

申立人は、正確な被保険者期間に基づく納付書を入手し、これによって納付したにもかかわらず、資格記録が誤って管理されていたことにより、納付された申立期間の保険料が昭和 54 年 4 月から同年 6 月までの保険料として充当処理されたことは明らかに不合理であり、申立期間を納付済期間とする必要がある。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和59年2月及び同年3月の国民年金保険料（付加保険料を含む。）については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年3月から44年3月まで
② 昭和59年2月及び同年3月

昭和41年3月ごろ、A市B区役所で国民年金の加入手続をした。申立期間①については、同市において集金人か区役所で保険料を納付した。申立期間②については、付加保険料分を含め、妻の分と一緒にC市において納付書で納付したので、申立期間について納付したことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和44年4月9日に払い出されていることから、申立人は、このころに国民年金加入手続を行ったものとみられる。申立人は、41年3月ごろ、A市B区役所において国民年金加入手続を行ったとしているが、申立人は、37年7月から44年4月までの期間は、同市D区に住民登録されていることが確認でき、同市では、国民年金の加入手続は、住民登録が行われている区役所で取り扱っていたとしており、申立人の加入手続状況に関する記憶は曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号払出日を基準とすると、申立期間①のうち、昭和41年12月以前は特例納付による以外は時効により保険料を納付できず、42年1月から43年12月までの期間は過年度納付することは可能であるが、申立人は、さかのぼって納付した記憶は無く、集金人又は区役所で納付したとしており、A市では、当時、集金人及び区役所では過年度保険料は取り扱っていないとしていることから、申立人の主張と相違する。

さらに、申立人が申立期間①の保険料を納付したことを示す関連資料（確定

申告書、家計簿等)は無く、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

一方、申立期間②について、申立人は、申立人の妻と一緒に定額保険料と付加保険料を併せて納付書により納付したとしており、C市では、昭和47年度から納付書方式を採っているとしていることから、申立人の主張と一致している。

また、C市の申立人夫婦の昭和58年度検認状況表を見ると、申立期間を除き、夫婦共に納付日はほぼ同一日となっており、定額保険料と付加保険料を併せて一緒に納付したとする申立人の妻は、申立期間は納付済みとされていることから、申立人のみが未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和59年2月及び同年3月の国民年金保険料(付加保険料を含む。)を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月

私は、A銀行B支店で平成5年1月から国民年金保険料を口座振替で納付していた。申立期間前後の各月の保険料は、納付対象月の翌月初めに口座振替されているにもかかわらず、同年4月の1か月のみが未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳に到達した平成4年7月から7年3月までの国民年金加入(第1号被保険者)期間33か月のうち、未納は申立期間の1か月のみである。

また、申立人が所持する預金通帳の記録から、申立期間当時には、口座振替により国民年金保険料を納付していたことが確認できる。申立期間の保険料は、預金残高の不足等により口座振替できなかったとも考えられるが、申立人がその当時に居住していたC市では、口座振替できなかった場合には、納付書を送付していたとしており、納付書での納付が可能である。

さらに、社会保険庁のオンライン記録から、申立人が国民年金保険料を口座振替以外の方法(納付書)により納付したとみられる記録(平成4年7月から同年11月までの保険料を同年11月11日に納付等)が確認でき、申立期間の保険料が口座振替できなかったとしても、申立人は、C市から送付された納付書により納付したと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和38年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、昭和36年4月から同年9月までの国民年金保険料については、重複して納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年3月まで

私は、申立期間当時に会社に勤務していたが、母親から、A市B区で私が結婚するまで私の国民年金保険料をずっと納付していたと聞いていた。

また、結婚後にA市C区で夫と一緒に加入した際に、集金とは別に、納付書でも夫婦の保険料を納付したことを覚えている。

平成7年7月ごろに社会保険事務所へ行った際に、会社に勤務していた期間と国民年金加入期間が重複し、保険料も二重に納付されていると窓口で言われたが、保険料は還付されていない。申立期間の保険料が二重納付とされていないことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人には、2回、国民年金手帳記号番号が払い出されており、うち1回目は婚姻前の昭和35年12月に払い出されている。社会保険庁が保管する当該記号番号の被保険者台帳（マイクロフィルム）及び申立人が所持する国民年金手帳では、36年4月から同年9月までの保険料を納付し、同年10月13日に資格喪失したことが記載されており、同年10月以降については、国民年金被保険者ではなく、保険料を納付することはできなかったと考えられる。

また、申立人の婚姻前の国民年金保険料納付を行ったとするその母親は死亡しているため、その状況を確認することはできない。

さらに、申立人の母親が、申立人の婚姻前に、昭和36年10月から38年3月までの国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

2 申立人及びその夫は、申立人の昭和 38 年 3 月の国民年金保険料を除いて未納は無く、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

また、申立人の 2 回目の国民年金手帳記号番号は、婚姻後にその夫と連番で昭和 38 年 10 月に払い出されており、A 市の納付データ明細表で確認できる限り、夫婦の保険料納付日は昭和 53 年度から 57 年度まですべて同一である。このことから、申立人夫婦が一緒に保険料を納付していた状況がうかがわれる。

さらに、申立人の夫は、申立期間の国民年金保険料を納付済みである。この保険料納付は、加入手続の時期（夫婦の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 38 年 10 月ごろ）から考えて、過年度納付又は特例納付によるものと考えられるが、申立人の夫の被保険者台帳（マイクロフィルム）には特例納付が行われたことを示す記載は無く、特殊台帳の扱いにもなっていない。このことから、申立人の夫は、申立期間の保険料を過年度納付したものと推認される。

加えて、申立人は、その夫と一緒に加入手続を行った後に送付されてきた納付書により、郵便局で夫婦の国民年金保険料を納付したことを記憶している。これは、過年度保険料となる申立期間の保険料納付方法と合致し、申立人の記憶は信ぴょう性が高いものと認められる。

その上、申立人の 2 回目の国民年金手帳記号番号では、資格取得日が昭和 35 年 10 月で、厚生年金保険被保険者資格取得により 36 年 10 月に資格喪失とされたのは、平成 5 年 6 月の資格記録の訂正処理によるものである。このことから、申立人の夫が申立期間の保険料を過年度納付した当時には、申立人の申立期間も国民年金被保険者期間とされており、夫と同様に過年度納付することが可能であったにもかかわらず、これを行わなかったとは考え難い。

このほか、申立期間のうち、昭和 36 年 10 月から 38 年 2 月までの期間が厚生年金保険被保険者期間であったことが判明した平成 5 年 6 月以降に、当該期間の国民年金保険料が還付された記録は無い。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 38 年 3 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

また、申立期間のうち、昭和 36 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料を重複して納付していたものと認められる。

さらに、申立期間のうち、昭和 36 年 10 月から 38 年 2 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。ただし、当該期間は、申立人は厚生年金保険被保険者であり、国民年金被保険者となり得る期間でないことは明らかであることから、当該期間の年金記録の訂正を行うことはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和58年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を41万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年8月31日から同年9月1日まで

私は、A社を昭和58年8月31日に退職した。退職後、同社から同年8月の厚生年金保険料を納付するように言われ、保険料を同社に持参して社会保険事務所に支払を依頼した。

しかし、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びA社の辞令により、申立人は、同社に昭和58年8月31日まで勤務していたことが確認できるとともに、同社の総勘定元帳及び申立人の証言により、同社が同年8月の厚生年金保険料の支払を申立人に求め、申立人から同年10月13日に当該保険料を受け取り、これを預り金として会計処理していることが確認できることから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和58年7月の社会保険事務所の記録から、41万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は保険料を納付したとしているが、事業主が資格喪失日を昭和58年9月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年8月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚

生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和31年7月31日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和8年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和31年7月31日から同年8月1日まで

私は、A社に昭和31年3月に入社後、同社に継続して勤務し、平成5年5月に退職した。

しかし、A社C支店から同社B支店に異動した申立期間については、厚生年金保険の被保険者記録が無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、同僚の証言及び同僚の厚生年金保険被保険者記録の得喪状況から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し(昭和31年7月31日に同社C支店から同社B支店に異動。)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和31年8月の社会保険事務所の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和43年2月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 2 月 21 日から同年 3 月 12 日まで

私は、昭和 42 年 4 月 3 日にA社に入社し、平成 19 年 1 月 20 日に退職するまで継続して勤務していたが、昭和 43 年に同社のC部からB支店へ転勤した際、厚生年金保険の被保険者としての記録が欠けてしまっていることに納得できないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の退職証明書並びに健康保険組合及び雇用保険の記録により、申立人が同社に継続して勤務し（昭和 43 年 2 月 21 日に同社C部から同社B支店に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和 43 年 3 月の社会保険事務所の記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和29年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかではないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年1月1日から同年2月1日まで

私は、A社には、昭和28年3月2日から63年9月30日まで継続して勤務していた。

A社C支店からB支店に異動した際の厚生年金保険記録が1か月抜けているので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出を受けた職歴証明書及び雇用保険の記録から判断すると、申立人は昭和28年3月2日から63年9月30日まで継続して同社に勤務し(29年1月1日に同社C支店から同社B支店に異動。)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが推認される。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和29年2月の社会保険事務所の記録から8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は職歴証明書のと通りの届出を行い、申立期間に係る保険料についても納付したと思うが、関係資料は現存せず詳細は不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかではないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

愛知厚生年金 事案 1454

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和35年10月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年10月21日から同年11月1日まで

私は、昭和34年9月から平成12年4月までA社に勤務しており、申立期間の記録が無いのは、転勤時の事務手続の誤りと思われるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びA社から提出された在職証明書により、申立人が昭和34年9月1日から平成12年4月30日まで同社に継続して勤務し（昭和35年10月21日に同社C支店から同社B支店に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和35年11月の社会保険事務所の記録から、1万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「これまで多数の従業員について、厚生年金保険の被保険者資格取得及び喪失の手続を誤ったことがあり、申立人についても被保険者資格取得手続を誤ったと思われる。」としていることから、事業主が昭和35年11月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和56年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年3月31日から同年4月1日まで

私は、昭和27年4月1日にA社へ入社し、平成5年4月30日に退職するまで継続して勤務していた。

申立期間当時は、昭和56年3月31日までA社B支店に勤務し、同年4月1日に関連会社へ出向したが、その間、厚生年金保険料は継続して給与から控除されており、当時の保険料控除額を記録して保管している。申立期間については、担当者が事務手続を誤ったものと思われるので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A健康保険組合の記録、A社B支店から提出された社員名簿及び申立人から提出を受けた給与明細のメモにより、申立人が昭和27年4月1日から平成5年4月30日まで同社に勤務し(昭和56年4月1日に同社B支店から関連会社のC社へ出向。)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和56年2月の社会保険事務所の記録から、28万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書を保管しており、資格喪失日が昭和56年4月1日から同年3月31日に訂正されていることが確認

できることから、事業主が同日を申立人の厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成14年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年3月30日から同年4月1日まで

私は、A社に平成14年3月31日まで在籍していたが、厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、資格喪失日が同年3月30日となっており、同年3月の被保険者記録が無いことが分かった。在職中の給与明細書もあるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管している給与支払明細書、A社が保管している源泉徴収簿及び雇用保険の記録により、申立人が同社に平成14年3月31日まで勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与支払明細書において確認できる報酬月額から、32万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、資格喪失手続を誤ったと思われるとしていることから、事業主が平成14年3月30日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

愛知厚生年金 事案1457

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和60年3月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和33年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和60年2月22日から同年3月21日まで

私は、昭和60年3月にA社から同社の系列会社であるB社（現在は、合併によりA社の営業所）に転籍したが、社会保険庁の記録では、A社に係る厚生年金保険の資格喪失日が同年2月22日、B社に係る資格取得日が同年3月21日とされており、同年2月の被保険者記録が無い。

しかし、系列企業への転籍異動であり、申立期間も継続して勤務していたのは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の労働者名簿及び同社の総務担当者の証言により、申立人が同社及び同社系列のB社に継続して勤務し（昭和60年3月21日にA社からB社に転籍を伴う異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和60年1月の社会保険事務所の記録から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立人の申立てのと通りの届出を行い、保険料を納付したとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和49年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年3月31日から同年4月1日まで

私は、昭和33年10月1日からA社の船員として船員保険に加入し、49年3月31日に退職するまで船員保険料を支払ってきたが、同社の資格喪失日も同年3月31日となっており、被保険者期間が1か月空白となっていることに納得がいかない。審議の上、申立期間について、船員保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった船員手帳によれば、申立人のA社における雇止年月日は昭和49年4月1日と記載されており、同年4月8日付けで海運局の確認印が押されている上、船員保険の資格得喪に係る記録が記載された「船員保険関係」のページには、申立人の同社における資格喪失日が同年4月1日と記載されており、事業主の印が押されていることから判断すると、申立人は、同年3月31日に同社を退職し、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和49年2月の社会保険事務所の記録から、11万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和49年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31

日と記録することは考え難いことから、事業主が同日を船員保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和36年3月30日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を同年3月から同年6月までは1万8,000円、同年7月から37年9月までは2万円、同年10月から38年9月までは2万2,000円、同年10月及び同年11月は2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年3月30日から38年12月1日まで

私は、昭和32年4月17日にA社に入社し、平成10年11月30日に定年退職するまで同社に継続して勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険被保険者期間に空白期間があることに納得がいかない。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の人事記録、健康保険組合の記録、同僚の証言及び雇用保険の記録により、申立人が同社に継続して勤務し（昭和36年3月30日に同社C支店から同社B支店に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間前後の社会保険事務所の記録及び同僚の記録から、昭和36年3月から同年6月までは1万8,000円、同年7月から37年9月までは2万円、同年10月から38年9月までは2万2,000円、同年10月及び同年11月は2万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、申立人に係る被保険者資格の取得に係る届出や厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届のいずれの機会においても社会保険事務

所が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主が昭和38年12月1日を厚生年金保険の資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る36年3月から38年11月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月から45年3月まで

昭和44年8月か9月ごろ、A市B区役所C支所で国民年金の加入手続をした。その際、6か月分は窓口で支払い、その後は3か月ごとに勤めていた店で集金人に支払ったので、申立期間について納付したことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和44年8月か9月ごろに国民年金の加入手続を行ったとしているが、社会保険庁の記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、46年1月9日に払い出されており、申立人が所持する国民年金手帳も同時期に発行されていることから、申立人は、このころに国民年金加入手続を行ったものとみられる。

また、申立人は、A市B区役所C支所の窓口で昭和44年4月から同年9月までの6か月分の保険料を納付したとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号払出日を基準にすると、申立期間は過年度保険料となるものの、申立人は、さかのぼって保険料を納付した記憶は無い上、同市の窓口では過年度保険料を取り扱っていないことから、申立人の主張と相違する。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年8月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年8月から49年3月まで

私は、母親から20歳になった時に国民年金に加入するように勧められ、A市B区役所で国民年金の加入手続をした。申立期間の保険料は、月額1,000円ぐらいで区役所の年金窓口で母親の保険料と一緒に2、3か月又は6か月ぐらい分をまとめて納付した。その後、C区、D区に転居して、D区役所で年金手帳の再発行手続をしたが、申立期間が未納となっているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は68か月と長期間である上、社会保険庁の記録によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和49年10月23日にD区において払い出されており、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、申立人はこのころに国民年金に加入したものとみられる。

この時期を基準とすると、申立期間のうち昭和43年8月から47年6月までの国民年金保険料は、当時、実施されていた第2回特例納付（実施期間は49年1月から50年12月まで）によらなければ時効により納付することはできないが、申立人に特例納付した記憶は無い。

また、申立期間のうち昭和47年7月から49年3月までについては、過年度納付が可能であったが、申立人は区役所で保険料を納付したとしており、当時、区役所では過年度納付は取り扱っていなかったことから、申立人がこの期間の保険料を過年度納付したとは考え難い。

さらに、申立人は申立期間の保険料額について、当初は月額1,000円前後と

していたが、聴取の過程で 700 円ぐらいだったと思うに覚え、最終的に 200 円から 250 円ぐらいに変えており、その記憶は曖昧である。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から42年7月までの国民年金保険料(付加保険料を含む。)については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から42年7月まで

私は、昭和36年夏ごろ、A市B区役所に出向き、国民年金の加入手続をした。定額保険料と付加保険料を合わせて月額300円から350円ぐらいを集金人に納付し、国民年金手帳に判を押してもらった。途中からは納付書で納付した。確かに納付したので認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年4月の国民年金の加入当初から付加保険料も納付していたとしているが、付加年金制度が開始されたのは45年10月からであり、申立期間は付加保険料を納付することはできず、仮に定額保険料のみの納付と仮定しても、申立人が記憶する納付金額は当時の保険料額と一致しない。

また、社会保険庁の記録では、申立人の国民年金手帳記号番号は、任意加入被保険者として昭和42年8月1日にC区において払い出されており、その資格取得日は同年8月1日となっていることから、申立人はこのころに国民年金の加入手続を行ったものとみられる。この時点を基準にすると、任意加入被保険者は、制度上、加入手続の時点からさかのぼって資格取得することはできず、申立人は、申立期間においては国民年金未加入となり、保険料を納付することはできない。

さらに、申立人が、申立期間の定額保険料及び付加保険料を納付していたことを示す関連資料(確定申告書、家計簿等)は無く、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料(付加保険料を含む。)を納付していたものと認めることはできない。

愛知国民年金 事案 1582 (事案 267 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 4 月から同年 9 月まで

昭和 62 年 4 月から同年 9 月までの期間について、A 市役所から、国民年金保険料未納のお知らせはがきが届き、未納の場合は受給額が少なくなると書いてあったので、同年 9 月から同年 11 月ごろに、保険料 4 万 4,000 円を同市役所で支払ったのに、未納となっているのは納付できない。領収書は 60 歳まで保管していたが、年金受給手続後に破棄してしまった。申立期間について国民年金保険料の納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人は、昭和 62 年 11 月ごろに申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているが、A 市が保管する国民年金被保険者名簿の記録では、申立人は、平成元年 2 月に国民年金被保険者資格取得手続を行ったことがうかがわれ、国民年金被保険者資格取得手続の 1 年以上前の昭和 62 年 11 月に申立期間の国民年金保険料を納付することはできなかったと考えられる上、申立期間前の同年 1 月から同年 3 月までの保険料は平成元年 3 月に、申立期間後の昭和 62 年 10 月から 63 年 3 月までの保険料は、平成元年 11 月にそれぞれ過年度納付されていることから、申立期間の保険料が昭和 62 年度中に現年度納付されたとは考えにくいこと、及び申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる関連資料も見当たらないことから、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 7 月 16 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、新たに年金受給手続前の 60 歳まで領収書を保管していたと主張するが、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成15年11月から17年2月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年11月から17年2月まで
平成15年11月にA社を退職し、17年3月にB社に入社するまでの間に、失業理由による国民年金保険料の特例免除の手続を当時の住所地の役場へ申請したはずである。申立期間の保険料が免除されていないことには納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成15年11月にA社を退職後、役所へ国民年金保険料の免除申請手続に行ったとしているが、申立人は、同手続を行ったのが、同年11月に転居したC町であったか、転居前のD市であったかの記憶は無い上、失業を理由とする国民年金保険料の免除を2年度にわたり特例によって受けるには、年度ごとに免除申請を行う必要があり、申立人は申立期間において、2回免除申請手続を行わなければならないが、申立人は、複数回の申請手続を行ったかどうかの記憶も無いとしていることから、申立期間における免除申請手続についての詳細は不明である。

また、社会保険庁の記録によると、申立人は、平成13年9月に厚生年金保険被保険者資格を取得したことにより、同年9月に国民年金被保険者資格を喪失し、その後、国民年金被保険者資格を取得したのは19年9月とされている。このため、申立人は、申立期間において国民年金に未加入であったと考えられ、このことはD市に申立人の被保険者名簿は無く、C町においても申立期間において申立人が免除申請を行った形跡が見られないこととも符合することから、申立人が申立期間の保険料の免除申請を行ったとは考え難い。

さらに、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらず、申立人が申立期間について保険料を免除されていたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年10月から7年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年10月から7年3月まで

申立期間当時、私は大学生で、実家から離れたA市B区に住んでいた。20歳になった平成4年10月ごろ、国民年金の加入手続を行うために区役所へ行き、保険料免除を申請した。免除が終了した年月ははっきり覚えていないが、免除終了と同時に、実家から保険料納付のために送金してもらい、口座振替で納付していたと思う。金融機関の特定もできないが、申立期間が未納になっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、免除終了後に国民年金保険料を口座振替で納付したとするのみで、保険料の納付を開始した時期、口座振替の申込手続、口座振替を行った金融機関名など、保険料納付に関する具体的記憶は無い。

また、申立人に関する社会保険庁のオンライン記録では、平成6年5月に「不在決定」、7年2月に「不在判明」と記録されており、住民票では、同年2月17日にC町に転入したことが記録されている。このことから、6年5月以降7年2月に同町への住所変更手続を行うまでの間は、A市B区では申立人の居所を把握しておらず、不在決定者とされていたものと推認され、不在決定者については、市から金融機関に対して口座振替の依頼は行われなかったことから、当該期間の国民年金保険料を納付することはできなかったと考えられる。

さらに、社会保険庁のオンライン記録では、申立期間のうち平成4年10月から5年3月までの国民年金保険料は全額申請免除とされており、これ以降の同年4月から7年3月までが保険料の納付対象期間となる。A市B区では、この当時、口座振替は1か月ごとに行っていたとしていることから、申立人が口座振替により保険料を納付していたのであれば、計24回の保険料納付機会が

あったことになるが、そのすべてが行政の管理する申立人の年金記録から欠落したとは考え難い。

加えて、申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年4月から同年6月まで

申立期間当時は、私と夫で自営業を営んでおり、私名義の預金から店に資金を貸すこともあり、私だけが国民年金保険料を納付できないことは無い。昭和59年6月までの保険料は納付していたが、同年の夏ごろに店が倒産し収入が無くなり、夫婦同時に免除を申請した。夫婦同時の申請なので、免除の承認期間は同じであったのに、夫は同年7月からの免除承認で、私は同年4月からとなっており、申立期間の保険料を納付していたのに免除になっているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和59年7月末ごろにA市B区役所C支所で、夫婦二人の申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているが、同市の記録では、申立人の夫の申立期間の保険料は、夫名義の預金口座からの振替により同年7月28日に納付されたことが記録されており、申立人の説明と矛盾する。

また、申立人も、申立期間当時は、申立人名義の預金口座からの振替により国民年金保険料を納付するよう手続されていたことが、A市の記録により確認でき、申立期間の保険料は、申立人の夫については口座振替できたものの、申立人については残高不足等により口座振替できなかったとも考えられる。

さらに、申立期間の国民年金保険料が口座振替できなかった場合には、A市から納付書が送付され、これによる納付が可能であるが、申立人は、申立期間直後の昭和59年夏ごろに経営していた店舗が倒産し、保険料が納付できなくなったので免除を申請したと説明しているなど、申立期間の保険料が口座振替できなかった場合に送付される納付書により納付が行われていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人は、夫婦同時に国民年金保険料の免除を申請したのに、夫婦で免除承認期間が異なるのはおかしいとしている。この点については、昭和59年夏ごろに免除を申請した際、申立人の夫は、口座振替により同年6月までの保険料が納付されていたので同年7月から免除とし、申立人については、口座振替されておらず未納であった同年4月から免除としたと考えるのが自然である。

その上、申立期間当時にA市B区が作成していた申立人の被保険者名簿には、申立期間を含む昭和59年度の国民年金保険料が免除されていたことを示す記載があり、その記載内容に不自然な点は無く、ほかに申立人の申立期間の保険料が免除されていたことを疑わせる事情も見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年1月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年1月から48年3月まで

昭和36年4月から40年12月までの国民年金保険料を、第3回特例納付の実施期間中に分割で納付した。そのころ、それ以外に未納期間があることを知っていたので、社会保険事務所に行き、未納であった申立期間の保険料を納付した。10万円から20万円ぐらい持参したところ、男性の係の方に、未納分を完納するのに持参分全額は必要無いと言われたので、余りは夫の未納分として収納してもらおうよう依頼し、安心して帰ったことを覚えている。領収書を受け取った覚えは無いが、申立期間が未納になっていることは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を含む昭和36年4月から48年3月までの国民年金保険料を第3回特例納付により分割して納付したとしており、社会保険庁の保管する申立人の被保険者台帳（マイクロフィルム）及びA市の被保険者名簿では、36年4月から40年12月までの保険料を、54年2月から55年6月にかけて17回に分割して特例納付したことが記載されている。

しかし、A市の被保険者名簿では、申立期間の直前の昭和40年10月から同年12月までの国民年金保険料が第3回特例納付の最終日である55年6月30日に納付されたことが記載されている。これ以後は、特例納付できる期間ではないことから、申立期間以外の期間の保険料を特例納付した後に、申立期間の保険料を特例納付したとする申立人の主張と矛盾する。

また、申立期間の国民年金保険料を第3回特例納付で納付したとすると、その額は34万8,000円となり、申立人が社会保険事務所に持参したとする額（10万円から20万円）とは著しく相違する。

さらに、申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年11月26日から39年4月27日まで

私は、昭和38年11月25日までA社に勤務していたが、同社が閉鎖するため、同族会社のB社に異動した。同族会社であることから、申立期間に厚生年金保険の被保険者記録が無いことには納得できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管している申立期間当時の写真及び同僚の証言から判断して、申立人がB社に勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険事務所が保管している申立人に係る厚生年金保険被保険者記号番号払出簿及び厚生年金保険被保険者原票(以下「被保険者原票」という。)によると、申立人の資格取得日は、いずれも昭和39年4月27日と記録され、同日に資格取得している同僚2人と連番で被保険者番号が払い出されていることが確認でき、社会保険事務所の記録に不自然な点は見当たらない上、申立人自身も、A社やB社以前に勤務していたC社及びD社に係る約7年間分の脱退手当金を受給していることを認めている。

また、社会保険事務所が保管しているB社の被保険者原票には、昭和38年9月9日から申立人が健康保険整理番号E番として被保険者資格を取得した39年4月27日までの間に、申立人の氏名は無く、健康保険整理番号(※番から※番まで)に欠番も無い。

さらに、B社は既に全喪しており、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 2 月 5 日から 57 年 8 月 1 日まで
昭和 53 年 2 月から 57 年 7 月までの標準報酬月額が、私の所持している給与明細書の報酬月額よりも低い。
報酬月額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している申立期間に係る給与明細書から、給与明細書に記載された報酬月額に見合う標準報酬月額を算出すると、申立人が主張するとおり、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額よりも高い額となることが確認できる。

しかし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内のため、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになるところ、給与明細書に記載された保険料控除額は、社会保険事務所に事業主が届け出た標準報酬月額を基に当時の厚生年金保険料の料率及び被保険者の負担割合を乗じて得られた額と一致していることが確認できる。

また、厚生年金基金加入台帳に記載されている標準給与月額も社会保険事務所に記録されている標準報酬月額と一致している。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 27 年 4 月から 29 年 1 月ごろまで
② 昭和 29 年 1 月ごろから 34 年 12 月ごろまで

私は、申立期間①についてはA社に、申立期間②についてはB社に勤務しており、厚生年金保険料を給与から控除されていたはずである。

このため、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A社の所在地、事業主の氏名及び当時の業務内容等を詳細に記憶していることから、申立期間において同社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、社会保険事務所の記録によると、A社は、昭和 35 年 3 月 15 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所でなかったことが確認できる。

また、申立人は事業主と 2 人で働いていたとしていることから、申立人が勤務していた当時のA社は、適用事業所でなかったと考えられる。

さらに、事業主は既に死亡し、その後継者も当時のことは不明であるとしている上、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関係資料は無く、ほかに申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、同僚の証言により、申立人がB社に勤務していたことは推認できるが、その勤務時期については、長くとも昭和 32 年 6 月ごろまでであったことがうかがわれる。

また、社会保険事務所の記録によると、B社は、昭和 32 年 10 月 1 日に厚生

年金保険の適用事業所となっており、申立期間の一部については適用事業所でなかったことが確認でき、同社が適用事業所となった以降については、上記のとおり、勤務していなかったものと推認される。

さらに、社会保険事務所が保管しているB社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、同社が適用事業所となった昭和32年10月1日から35年3月20日までの間に、申立人の氏名は無く、健康保険整理番号(C番からD番まで)には欠番が無いことから、申立人の記録が欠落した状況も認められない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険被保険者記録については、訂正する必要は認められない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 12 月 1 日から 9 年 9 月 11 日まで
私が A 社の代表取締役として勤務していた期間に、社員が故意に私の被保険者資格喪失届を出したので、申立期間の被保険者記録が無い。
申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

商業登記簿謄本及び A 社の元社員の証言により、申立人が申立期間に同社の代表取締役として勤務していたことは確認できる。

しかし、社会保険事務所の記録によると、申立人は、平成 7 年 12 月 20 日に、同年 12 月 1 日を厚生年金保険の資格喪失日とする資格喪失届を、健康保険証を添付して届け出ていることが確認できる。

また、申立人が故意に厚生年金保険の被保険者資格喪失届を届け出たとしている社員は、社会保険事務所の記録により、申立人の資格喪失日より前の平成 7 年 3 月 15 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる上、当時の社員は、当該社員は同年 3 月に退職したと証言しており、A 社を退職した者が申立人に係る資格喪失届を提出するとは考え難いことから、申立人の主張は不自然である。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、A 社において代表取締役として、同社の厚生年金保険の資格得喪に係る手続きを知り得る立場にあった者と考えられるところ、「厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律」第 1 条第 1 項ただし書の規定により、当該事業主が当該義務を履行しないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合に該当すると認められることから、申立期間における厚生年金保険被保険者記録については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 1 月ごろから 55 年 12 月ごろまで

私は、A社により社会保険料を給料から控除されており、健康保険証を発行してもらっていた。

また、A社に係る社会保険料を社会保険事務所に持参したことがあり、新人が入社するたびに社会保険事務所で加入手続をした記憶もあるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険被保険者記録により、申立人は、昭和 48 年 10 月 19 日から 55 年 4 月 30 日までの期間について、A社に勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険事務所の記録によれば、A社は、申立期間より後の平成 2 年 6 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は、厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、申立人が記憶している同僚は、A社が適用事業所となった平成 2 年 6 月 1 日に厚生年金保険の被保険者となっている上、同人は、適用事業所となる以前の期間は、国民年金の被保険者として国民年金保険料を納付していることが確認できる。

さらに、申立人は、申立期間には国民年金に加入しており、申立期間の一部において国民年金保険料の申請免除が承認されていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年8月10日から47年8月1日まで
② 昭和47年8月1日から49年8月1日まで

私は、昭和46年8月10日にA社に入社した。その後、関連会社のB社及びC社で勤務したが、A社及びB社の厚生年金保険の被保険者記録が無い。営業職として勤務していたのは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、同僚の証言により、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人と同じく営業職の係長であった同僚も、A社における厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

また、申立人及び同僚が記憶している当時の従業員数約600人と厚生年金保険の被保険者数202人とは大きな差があり、A社では、従業員全員に厚生年金保険被保険者資格を取得させていたわけではなかったことがうかがえる。

さらに、申立期間当時に年金事務を担当していた者は、「A社は、厚生年金保険については、全員について被保険者資格を取得させていたわけではなく、事務職員については全員取得させていたが、営業職員については、希望した者又は課長以上の管理職について取得させる取扱いだった。」と証言している。

加えて、A社は、昭和55年2月24日に全喪し、当時の事業主も既に死亡しているなど、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

このほか、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料は無く、申立人も保険料控除の有無について覚え

ていないとしている。

申立期間②について、同僚の証言により、申立人がB社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人と同じく営業職の課長であった同僚も、B社における厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

また、申立人及び同僚が記憶している当時の従業員数約 300 人と厚生年金保険の被保険者数 149 人とは大きな差があり、B社では、従業員全員に厚生年金保険被保険者資格を取得させていたわけではなかったことがうかがえる。

さらに、B社は昭和 55 年 9 月 30 日に全喪し、当時の事業主及び事務の責任者も既に死亡しているなど、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

加えて、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料は無く、申立人も保険料控除の有無について覚えていないとしている。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 4 月から 33 年ごろまで

私は、中学を卒業後、A社に入社し、2年くらい勤めた。証明できる書類は一切無いが、働いていたのは事実なので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、「昭和 28 年から 36 年までの「雇人帳」に申立人の名前は無く、当時の従業員の中にも申立人のことを覚えている者はいない。」と回答している。

また、社会保険事務所の記録により、申立人は、昭和 32 年 7 月 2 日以降の申立期間の一部について、別の事業所における厚生年金保険の被保険者記録が確認できる。

さらに、当時の同僚に聴取しても、申立人のA社における勤務実態及び厚生年金保険料を給与から控除されていた事実をうかがわせる証言は得られない。

加えて、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険整理番号に欠番は無く、社会保険事務所の事務処理に不自然な状況は見られない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 8 月から 47 年 7 月 1 日まで

私は、昭和 44 年 6 月に A 社を退職した後、他社で臨時として働いていたところ、同年 8 月に同社から誘いがあり、現場責任者として同社に再就職し 47 年 6 月まで勤務した。再就職して勤務していた期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いことを不思議に思い、同社の工場長等手掛りを自ら探したがたどりつけなかったため、第三者委員会の調査、判断を仰ぎたい。

第3 委員会の判断の理由

A 社における同僚の証言から判断して、申立人が、申立期間当時、同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、申立人が同僚として名前を挙げている者のうち二人には、A 社における厚生年金保険の被保険者としての記録が無い。

また、A 社は昭和 48 年 6 月 1 日に全喪し、事業主も既に死亡しており、事情を聴取できた同僚からも、申立ての事実を裏付ける証言が得られない。

さらに、雇用保険についても、A 社における申立期間に係る申立人の被保険者記録は存在しない。

加えて、社会保険事務所が保管する A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立期間に申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も見られない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年3月1日から同年10月21日まで
申立期間については、A社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社によれば、当時の資料は無いとの回答で、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱い等について確認できない。

また、社会保険事務所保管のA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の名前は無く、健康保険整理番号の欠番も無い。

さらに、A社が加入しているB健康保険組合によれば、「当組合において、健康保険と併せて厚生年金保険の資格取得及び喪失の手続も行っているが、申立人の被保険者記録は確認できない。」と回答しており、申立人の健康保険被保険者記録も確認できない。

加えて、申立期間において、申立人が雇用保険に加入していた記録は確認できない上、申立人はA社の同僚に係る記憶が無く、同社において申立期間と同時期に厚生年金保険の被保険者記録がある者のうち、連絡がついた二人は、いずれも申立人の記憶が無いことから、周辺事情を調査できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年3月から34年1月5日まで
② 昭和34年1月5日から40年3月16日まで

私は、昭和33年3月に高校を卒業し、すぐにA社に入社し、40年3月に退職するまで継続して勤務していたが、私が年金を受給する年齢になったころ、同期入社した同僚と年金の話をしていたところ、私の同社での厚生年金保険被保険者資格の取得時期は、同僚より遅い34年1月5日となっていたことが分かった。

A社には高校卒業と同時に入社したので、申立期間①の被保険者記録が無いのは納得できない。

また、申立期間②については、脱退手当金を受け取ったとされているが、脱退手当金が支給されたとされる昭和41年8月には次男を出産しており、長男を連れて脱退手当金を受け取りに行ける状態ではないし、脱退手当金を請求したことも、受け取った記憶も無いので、脱退手当金が支給されている旨の記録になっていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人が同時期にA社に入社したと記憶している同僚は、「申立人と一緒に昭和33年4月1日に入社した。」と証言しているものの、社会保険事務所の記録によると、当該同僚の厚生年金保険被保険者資格の取得日は同年5月16日であることが確認できる上、申立人と同日の34年1月5日に厚生年金保険被保険者資格を取得している13人のうち、入社時期が確認できた9人の入社時期は、33年3月から同年10月までであるとみられるとともに、当

該複数の同僚は、「A社に入社する際に、紹介がある場合と無い場合とでは、健康保険や厚生年金保険の資格取得等について、異なった取扱いがなされていたかもしれない。」と証言していることから、申立期間当時、同社においては、入社と同時に厚生年金保険被保険者資格を取得させる取扱いを励行せず、入社者の縁故などの事情に応じて資格取得手続を行っていたことがうかがえる。

また、社会保険事務所が保管している申立人に係る厚生年金保険被保険者記号番号払出簿及び厚生年金保険被保険者名簿の記録によると、申立人のA社における資格取得日は、いずれの記録も昭和34年1月5日であることが確認でき、社会保険事務所の記録に不自然な状況は見当たらない。

さらに、A社には、申立期間当時の勤務実態及び保険料控除を確認できる人事記録等の書類は残っておらず、同社の健康保険組合も当時の関係書類は保存していないとしている。

加えて、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②については、申立人の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示がなされているとともに、申立期間②の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無い上、社会保険事務所が保管している申立人の脱退手当金裁定請求書には、申立人の当時の住所が記載されており、社会保険事務所は、申立人がA社の被保険者資格を喪失した約1年4か月後の昭和41年7月1日に脱退手当金裁定請求書を受領し、同年7月22日に支給決定、同年8月5日に支払を行ったことが確認できるなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 1 月から 45 年 12 月 2 日まで

私は、昭和 44 年 1 月 22 日に A 社を退職後、すぐに B 社に入社し、45 年 12 月初めごろに C 社に転職するまで勤務していたが、厚生年金保険の被保険者期間を照会したところ、B 社での被保険者記録が無いことが分かった。

しかし、B 社の同僚には被保険者記録があり、私には無いのはおかしいので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶している同僚のほか、申立期間において B 社の厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者、計 8 人の同僚に照会したところ、5 人が申立人を記憶しているとともに、当該複数の同僚が記憶している同社の業務内容と申立人が記憶している同社の業務内容とが一致していることから、申立人が同社に勤務していたことについては推認できる。

しかし、当該複数の同僚について、B 社の入社時期と厚生年金保険の被保険者資格の取得時期を確認したところ、入社時期が昭和 43 年 3 月 10 日であるのに対し、厚生年金保険被保険者資格の取得日は、約 2 年後の 45 年 3 月 12 日で、同年 2 月以前は国民年金の被保険者である者をはじめ、入社時期が確認できた者は、いずれも入社時期と厚生年金保険被保険者資格の取得時期に相当期間の開きがあることが確認できる上、申立人や当該同僚が記憶している者の中には、同社における厚生年金保険の被保険者記録が無く、同社に勤務していたとみられる期間については、国民年金の被保険者であった者が二人いることが確認できることから、同社では、入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いを励行していなかったことがうかがえる。

また、社会保険事務所の記録によると、申立人は昭和 44 年 4 月から 45 年

11 月まで国民年金に加入し、国民年金保険料を現年度納付していることが確認できる上、雇用保険の記録によると、申立人は、B社の前後に勤務した事業所については、雇用保険の加入記録がある一方、申立期間については雇用保険の加入記録は確認できない。

さらに、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者となることができない期間であったことから、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで

私は、昭和 42 年 4 月 1 日から 49 年 3 月 31 日まで A 社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者資格の喪失日は同年 4 月 1 日となるはずなのに、社会保険事務所の記録では、同年 3 月 31 日が資格喪失日とされ、同年 3 月が空白期間となっている。

しかし、保管してあった給与明細書を確認したところ、被保険者資格取得した昭和 42 年 4 月から厚生年金保険料が給与から控除され、資格喪失した 49 年 3 月も保険料控除が確認できるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された A 社に係る給与明細書により、申立人は、入社初月の昭和 42 年 4 月及び退社月の 49 年 3 月のいずれの給与からも厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

しかし、A 社が保管している申立人の退職願によると、申立人の同社における退社日は昭和 49 年 3 月 30 日であることが確認できるとともに、雇用保険の記録においても、申立人の同社における離職日は同年 3 月 30 日であることが確認できることから、申立人の同社における同年 3 月 31 日の勤務実態は確認できない。

また、厚生年金保険法では、第 19 条において「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」とされており、さらに、同法第 14 条において、資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日とされ

ていることから、申立人に係る厚生年金保険の資格喪失日は昭和49年3月31日であり、申立人が主張する同年3月は、厚生年金保険の被保険者期間とはならない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、昭和49年3月の厚生年金保険料を事業主により同年3月の給与から控除されていることが確認できるが、申立期間について、申立人は当該事業所に使用されていた者であったと言えないことから、厚生年金保険の被保険者期間であったと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年1月から32年11月までのうち、
① 昭和26年1月から3年間又は4年間
② 申立期間①の約1か月後から約1年間
③ 申立期間②の後から1年間又は2年間

私は、申立期間において、A社には3年か4年、B社には約1年、また、C社には1年か2年勤務した。

A社及びB社については、兄に紹介されて入社した。給与明細書等はなく、勤務期間もはっきり記憶が無いが、勤務していたことは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所を全喪しており、申立期間当時の関連資料を得ることはできない上、申立人の当該期間に係る保険料控除に関する記憶は不明確である。

また、申立期間当時に、A社において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚からも、申立人の申立期間における同社での勤務実態に係る証言は得られなかった。

さらに、申立期間におけるA社に係る社会保険事務所の厚生年金保険被保険者原票について、整理番号に欠番は無く、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

申立期間②について、B社は既に厚生年金保険の適用事業所を全喪しており、申立期間当時の関連資料を得ることはできない。

また、申立人は、同僚の名前を記憶していない上、当時の同僚とは連絡が取れないため、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかが

わせる証言を得ることができない。

さらに、社会保険庁の記録によると、B社は、申立期間より後の昭和35年8月28日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間②は適用事業所でなかったことが確認できる。

申立期間③について、C社は既に厚生年金保険の適用事業所を全喪しており、申立期間当時の関連資料を得ることはできない上、申立人の当該期間に係る保険料控除に関する記憶は不明確である。

また、申立期間当時にC社において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚からも、申立人の申立期間における同社での勤務実態に係る証言は得られなかった。

さらに、申立期間におけるC社に係る社会保険事務所の厚生年金保険被保険者原票について、整理番号に欠番は無く、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年10月27日から29年3月まで
② 昭和30年11月から32年2月1日まで

私は、A社B支店C部に昭和27年7月から29年3月まで勤務し、D社では30年11月から32年3月まで勤務したので、厚生年金保険被保険者記録が無い期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社B支店C部の同僚が「申立人は、A社B支店C部に勤務していた。」と証言していることから、期間は不明ながらも、申立人が同社に勤務していたものと推認できる。

しかし、A社B支店C部は既に全喪しており、申立期間当時の関連資料を得ることはできない。

また、社会保険庁の記録によれば、本件の申立て後に、昭和28年1月1日に資格取得、同年4月21日に資格喪失しているE社に係る被保険者記録が申立人の基礎年金番号に統合されている上、申立人は、期間は不明としながらも、同社に勤務した記憶があると説明したことから、申立人は、申立期間の一部においては同社に勤務し、A社B支店C部に勤務しなかったものと認められる。

申立期間②について、D社の同僚が、「申立人はD社に勤務していた。」と証言していることから、期間は不明ながらも、申立人が同社に勤務していたものと推認できる。

しかし、D社は、当時の資料は保存が無く、申立人が同社に勤務したか否かは不明であると回答しており、申立ての事実をうかがわせる証言等を得ることができない。

また、D社に昭和31年6月に入社した同僚は、「申立人は、自分より後にD

社に入社した。」と証言していることから、申立人は申立期間の一部においては同社に勤務していなかったものと推認できる。

さらに、社会保険事務所が保管している申立人に係るD社の厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出票及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の資格取得日は、いずれの記録も昭和32年2月1日であることが確認でき、社会保険事務所の記録に不自然な状況はみられない。

このほか、同僚に聴取しても、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を給与から控除されていた事実をうかがわせる証言は得られない上、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 3 月 1 日から 58 年 1 月 10 日まで

私は、A社において、昭和 56 年 11 月から 58 年 8 月まで継続して勤務していたが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者記録が空白となっていることは納得できない。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の当時の事業主は「申立人は継続してA社に勤務していたと記憶しているが、同社は既に解散（平成8年8月31日清算終了）しており、申立期間当時の資料は保存が無いため、申立人の厚生年金保険の資格取得及び喪失の事実は確認できない。」旨を証言している。

また、申立人は、「健康保険証を途中で返納した記憶は無い。」と説明しているところ、申立人のA社における2回の厚生年金保険の被保険者期間のうち、最初の昭和56年11月13日から57年3月1日までの被保険者期間に係る被保険者原票には、申立人の健康保険証の返納日が同年3月13日と記載されていることが確認できる。

さらに、申立人の雇用保険の被保険者記録によれば、申立人はA社を昭和57年3月1日に離職後、再度、58年1月17日に資格を取得していることが確認でき、申立期間に係る申立人の雇用保険の加入記録は無い上、厚生年金保険の資格喪失日及び再取得日ともおおむね合致している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年3月から同年8月まで

私は、申立期間において、A社に勤務していた。

勤務していたことは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の複数の同僚は、期間は不明としながらも、申立人が同社に勤務した旨を証言していることから、申立人は同社に勤務していたものと推認できる。

しかし、A社は既に解散しており、同社の事業主の親族は、「当時の事業主は死亡しており、申立期間当時の資料を保管しておらず、申立人の勤務状況及び厚生年金保険に係る取扱いについては不明である。」旨を証言している。

また、申立期間における社会保険事務所の厚生年金保険被保険者原票について、整理番号に欠番は無く、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

さらに、同僚に聴取しても、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていた事実をうかがわせる証言は得られない上、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年9月1日から54年1月1日まで

私は、A社に昭和51年2月9日に入社し、59年1月30日まで勤務していたが、厚生年金保険の記録は、途中の53年9月1日から54年1月1日までが抜けている。給与明細書等の保険料控除を証明する資料は無いが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の人事記録によると、申立人は申立期間において「普通嘱託」であることが確認できるところ、同社の現事務担当者及び当時の同僚等は、「普通嘱託」の者は厚生年金保険及び健康保険の被保険者ではなかった旨を証言している。

また、A社が保管している厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書及び厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書によれば、申立人が被保険者資格を喪失した日は昭和53年9月1日、被保険者資格を再取得した日は54年1月1日と記載されている上、当該通知書には社会保険事務所の受付印が押されていることから、同社は、申立人が53年9月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した後、54年1月1日に被保険者資格を再度取得した旨の届出を社会保険事務所に提出したものと認められる。

さらに、A社が加入している健康保険組合は、申立期間における申立人の同組合管掌健康保険の被保険者記録が無い旨を回答している。

加えて、雇用保険の記録によると、申立期間前後の期間については、A社に係る加入記録がある一方、申立期間については、加入記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 4 月 11 日から 33 年 1 月 2 日まで
② 昭和 34 年 4 月 1 日から 38 年 1 月 12 日まで

社会保険事務所には、申立期間①及び②について、脱退手当金を支給したこととされている記録がある。

しかし、私は、脱退手当金を支給された記憶が無いので、申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間①に係るものと申立期間②に係るものの2回にわたり支給されたと記録されているところ、2回とも申立人の意思に反して請求されているということは考え難い。

申立期間①については、申立人が勤務していた事業所の被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後3ページに記載されている女性従業員のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和33年1月の前後2年以内に資格喪失した者15人の脱退手当金の支給記録を調査したところ、14人について脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち13人については、資格喪失日から6か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当時は通算年金通則法施行前であったことを踏まえると、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

申立期間②については、申立人が勤務していた事業所の被保険者原票の申立人の前後59人のうち、女性従業員であり、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和38年1月の前後2年以内に資格喪失した者10人の脱退手当金の支給記録を調査したところ、5人について脱退手当金の支給記録が確認でき、5人全員が資格喪失日から6か月以内に脱退手当金の支給決定がなされ

ている上、事業所は、「口頭で説明するとともに、代筆請求を行っていた。」と
していることを踏まえると、申立期間②についても申立人の委任に基づき事業
主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、いずれの申立期間とも、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、
申立期間①については、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭
和33年3月7日に、申立期間②についても厚生年金保険被保険者資格喪失日
から2か月後の38年3月12日に支給決定されているなど、一連の事務処理に
不自然さはないと見えず、ほかに申立人が脱退手当金を受給していないことをう
かがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期
間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 3 月 27 日から 43 年 1 月 19 日まで
社会保険事務所に確認したところ、A社B支店における厚生年金保険の加入記録について脱退手当金が支給されているとのことだが、もらった覚えが無い。40 年も前のことなので何の資料も無く、会社も現存しておらず、何の手がかりも無いので、第三者委員会で調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 43 年 1 月の前後 2 年以内に資格喪失した受給資格者 13 人の脱退手当金の支給記録を調査したところ、11 人に脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち 10 人が資格喪失日から 6 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることを踏まえると、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の被保険者原票には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 43 年 3 月 12 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。